

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成21年7月16日(2009.7.16)

【公表番号】特表2008-526295(P2008-526295A)

【公表日】平成20年7月24日(2008.7.24)

【年通号数】公開・登録公報2008-029

【出願番号】特願2007-548968(P2007-548968)

【国際特許分類】

A 6 1 B 1/00 (2006.01)

A 6 1 K 49/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 1/00 3 2 0 B

A 6 1 K 49/00 A

【手続補正書】

【提出日】平成21年5月29日(2009.5.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

下剤と、

運動促進剤と、

ブースタ下剤と、

無線撮像カプセルと、

受信アンテナと、

記録装置と、

前記下剤を摂取し、所定の周期待機すると共に前記運動促進剤を摂取し、更なる所定の周期待機すると共に前記無線撮像カプセルを挿入し、前記ブースタ下剤を摂取するための指示を有する使用説明シートとを含むことを特徴とする、生体内検査のためのキット。

【請求項2】

前記無線撮像カプセルを挿入するための前記使用説明シートは、嚥下可能な生体内撮像装置を嚥下することによることを特徴とする請求項1に記載のキット。

【請求項3】

前記下剤は、PEG及び/又はリン酸ナトリウムを含むことを特徴とする請求項1又は2に記載のキット。

【請求項4】

下剤の複数の部分を含むことを特徴とする請求項1から3のいずれか1つに記載のキット。

【請求項5】

刺激剤を含むことを特徴とする請求項1から4のいずれか1つに記載のキット。

【請求項6】

前記無線撮像カプセルは、照明光源と、光学システムと、撮像装置と、送信機とを封入するハウジングを含むことを特徴とする請求項1から5のいずれか1つに記載のキット。

【請求項7】

1～8個の受信アンテナを含むことを特徴とする請求項1から6のいずれか1つに記載のキット。

【請求項 8】

前記下剤及び前記刺激剤の少なくとも一方は、色分けされていることを特徴とする請求項5に記載の生体内検査キット。

【請求項 9】

前記使用説明シートは、前記無線撮像カプセルを夜間に、かつ前記運動促進剤を投与して少なくとも30分後に挿入するための指示を有することを特徴とする請求項1から8のいずれか1つに記載のキット。

【請求項 10】

前記使用説明シートは、自律的生体内撮像装置を挿入して少なくとも5時間後に食事及びブースタ下剤を摂取するための指示を含むことを特徴とする請求項1から9のいずれか1つに記載のキット。

【請求項 11】

前記無線撮像カプセル、受信アンテナ、記録装置、下剤、運動促進剤及びブースタ下剤を封入するパッケージ、

を更に含むことを特徴とする請求項1から10のいずれか1つに記載のキット。

【請求項 12】

前記無線撮像カプセルは、全てが単一ハウジングにカプセル封入された撮像装置、照明光源、及び無線送信機を含むことを特徴とする請求項1から11のいずれか1つに記載のキット。

【請求項 13】

前記無線撮像カプセルは、下剤及び／又は刺激剤内に蓄積するように、かつ、身体管腔の所定の領域に達するときに前記領域内の蓄積された下剤及び／又は刺激剤を放出するように構成されている請求項1から12のいずれか1つに記載のキット。

【請求項 14】

生体内検査の方法に使用する嚥下可能な生体内撮像装置であって、

前記方法は、

下剤を被験者に投与し、所定の周期待機し、前記被験者に運動促進剤を投与することによって被験者の大腸の内容物を実質的に空にする段階を含み、

前記被験者は、更なる所定の期間待機した後に嚥下可能な生体内撮像装置を嚥下し、

前記被験者は、続いてブースタ下剤を摂取し、

さらに、前記撮像素子から送信される画像を受信する段階を含んでいる嚥下可能な生体内撮像装置。

【請求項 15】

前記装置は、下剤及び／又は刺激剤内に蓄積し、身体管腔の所定の領域に達するときに前記領域内の蓄積された下剤及び／又は刺激剤を放出するように構成されている請求項1から4に記載の嚥下可能な生体内撮像装置。

【請求項 16】

下剤及び／又は刺激剤内に蓄積し、身体管腔の所定の領域に達するときに前記領域内の蓄積された下剤及び／又は刺激剤を放出するように構成されている嚥下可能な無線撮像カプセル。